

湧別町地域防災計画新旧対照表

令和6年12月

湧別町地域防災計画新旧対照表

改正後			改正前			説明
第1章 総 則			第1章 総 則			
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱			第2節 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱			
(一部略)			(一部略)			
指定公共機関及び指定地方公共機関	郵便事業(株)北海道支社湧別支店及び上湧別支店	1. 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。 2. 郵便の非常取扱いを行うこと。	郵便事業(株)北海道支社湧別支店及び上湧別支店	1. 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。 2. 郵便の非常取扱いを行うこと。		・ 道地域防災計画に準じた内容へ修正
	東日本電信電話(株)北海道事業部(委任機関～株NTT東日本-北海道東支店北見営業支店)	1. 気象官署からの警報を市町村に伝達すること。 <u>(NTT東日本)</u> 2. 災害時優先電話を設定し、災害時に利用制限を実施し重要通信の確保を図ること。 3. 被災電話設備の応急対策及び復旧対策を行い通信の確保を図ること。	東日本電信電話(株)北海道事業部(委任機関～株NTT東日本-北海道東支店北見営業支店)	1. 気象官署からの警報を市町村に伝達すること。 <u>(NTT東日本仙台センタ)</u> 2. 災害時優先電話を設定し、災害時に利用制限を実施し重要通信の確保を図ること。 3. 被災電話設備の応急対策及び復旧対策を行い通信の確保を図ること。		
	NHK北見放送局	1. 気象警報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。	NHK北見放送局	1. 気象警報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。		
	北海道電力(株)旭川水力センター-遠軽土木課 北海道電力(株)旭川水力センター-遠軽土木課	1. 所管のダム施設等の防災管理を行うこと。 2. 災害時における電力の円滑なる供給を行うよう努めること。	北海道電力(株)旭川水力センター-遠軽土木課 北海道電力(株)旭川水力センター-遠軽土木課	1. 所管のダム施設等の防災管理を行うこと。 2. 災害時における電力の円滑なる供給を行うよう努めること。		
	遠軽医師会	1. 災害時における救急医療を行うこと。	遠軽医師会	1. 災害時における救急医療を行うこと。		
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	湧別町農業協同組合 えんゆう農業協同組合 湧別漁業協同組合 遠軽地区森林組合	1. 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2. 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。	湧別町農業協同組合 えんゆう農業協同組合 湧別漁業協同組合 遠軽地区森林組合	1. 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2. 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。		
	湧別町商工会	1. 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力すること。 2. 被災商工業者に対する融資及びその斡旋を行うこと。	湧別町商工会	1. 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力すること。 2. 被災商工業者に対する融資及びその斡旋を行うこと。		
	<u>湧別町社会福祉協議会</u>	<u>1. 災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営を行うこと。</u> <u>2. 被災者の保護についての協力に関すること。</u>	<u>(新 規)</u> <u>(新規)</u>			
	北海道北見バス(株)遠軽営業所	1. 災害時における避難者及び救援物資の緊急輸送を行うこと。	北海道北見バス(株)遠軽営業所	1. 災害時における避難者及び救援物資の緊急輸送を行うこと。		
	町内輸送事業者	1. 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと。	町内輸送事業者	1. 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと。		
	一般病院・診療所	1. 災害時において医療防疫対策について協力すること。	一般病院・診療所	1. 災害時において医療防疫対策について協力すること。		
	危険物関係施設の管理者	1. 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。	危険物関係施設の管理者	1. 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。		
	湧別建設業協会	1. 災害時における応急対策の実施協力に関すること。	湧別建設業協会	1. 災害時における応急対策の実施協力に関すること。		
(以下略)			(以下略)			・ 関係機関の追加

湧別町地域防災計画新旧対照表

改正後	改正前	説明
<p style="text-align: center;">第2章 防災組織</p> <p style="text-align: center;">第1節 防災会議</p> <p>町長を会長とし、湧別町防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するものでありその所掌事務は、本町における防災計画を作成しその実施について推進すると共に、災害情報の収集、関係組織相互の連絡調整を行うものである。</p> <p>組織及び運営の概要は次のとおりである。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">町長 湧別町長</div> <div style="margin-right: 10px;">—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">指定地方行政機関の職員</div> <div style="margin-right: 10px;">—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 網走開発建設部 遠軽開発事務所長 網走西部森林管理署長 紋別海上保安部長 網走地方気象台 <u>次長</u> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">北海道知事の部内職員</div> <div style="margin-right: 10px;">—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> オホーツク総合振興局 地域創生部 <u>危機対策室</u>主幹 オホーツク総合振興局 網走建設管理部 遠軽出張所長 オホーツク総合振興局 保健環境部 紋別地域保健室長 </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">北海道警察の警察官</div> <div style="margin-right: 10px;">—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">遠軽警察署長</div> </div> <p>(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 防災組織</p> <p style="text-align: center;">第1節 防災会議</p> <p>町長を会長とし、湧別町防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するものでありその所掌事務は、本町における防災計画を作成しその実施について推進すると共に、災害情報の収集、関係組織相互の連絡調整を行うものである。</p> <p>組織及び運営の概要は次のとおりである。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">町長 湧別町長</div> <div style="margin-right: 10px;">—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">指定地方行政機関の職員</div> <div style="margin-right: 10px;">—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 網走開発建設部 遠軽開発事務所長 網走西部森林管理署長 紋別海上保安部長 網走地方気象台 <u>台長</u> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">北海道知事の部内職員</div> <div style="margin-right: 10px;">—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> オホーツク総合振興局 地域創生部 <u>地域政策課</u>主幹 オホーツク総合振興局 網走建設管理部 遠軽出張所長 オホーツク総合振興局 保健環境部 紋別地域保健室長 </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">北海道警察の警察官</div> <div style="margin-right: 10px;">—</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">遠軽警察署長</div> </div> <p>(以下略)</p>	<p>・役職の修正</p> <p>・部署名の修正</p>

湧別町地域防災計画新旧対照表

NO. 3

改正後	改正前	説明
<p style="text-align: center;">第2章 防災組織</p> <p style="text-align: center;">第3節 住民組織の協力及び災害ボランティアの受入れ</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 災害ボランティアの受入れ</p> <p>(1) ボランティア団体等の協力 町長は、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等により、ボランティアセンターを設置するなどして、災害応急対策の実施について協力を受ける。</p> <p>(2) ボランティアの受入れ 町長は、道及び社会福祉協議会と協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するように努める。また、受入れに際し次の事項に留意し行う。 ①総務対策部総務班が受入れ窓口を設置する。 ②受入れに際し、ボランティア参加者の氏名、住所、年齢、血液型、活動参加期間等を把握する。 ③湧別町社会福祉協議会の協力を得て、ボランティア活動参加者の保険加入を行う。</p> <p>(3) ボランティアを受入れし、協力要請する事項はおおむね次のとおりとする。 ①災害・安否・生活情報の収集・伝達 ②炊出し、その他の災害救助活動 ③高齢者、障害者等の介護、看護補助 ④清掃及び防疫 ⑤災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 ⑥応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業 ⑦災害応急対策事務の補助</p> <p><u>4. ボランティア活動の環境整備</u> <u>町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。また、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。</u> <u>災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 防災組織</p> <p style="text-align: center;">第3節 住民組織の協力及び災害ボランティアの受入れ</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 災害ボランティアの受入れ</p> <p>(1) ボランティア団体等の協力 町長は、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等により、ボランティアセンターを設置するなどして、災害応急対策の実施について協力を受ける。</p> <p>(2) ボランティアの受入れ 町長は、道及び関係機関と協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するように努める。また、受入れに際し次の事項に留意し行う。 ①総務対策部総務班が受入れ窓口を設置する。 ②受入れに際し、ボランティア参加者の氏名、住所、年齢、血液型、活動参加期間等を把握する。 ③湧別町社会福祉協議会の協力を得て、ボランティア活動参加者の保険加入を行う。</p> <p>(3) ボランティアを受入れし、協力要請する事項はおおむね次のとおりとする。 ①災害・安否・生活情報の収集・伝達 ②炊出し、その他の災害救助活動 ③高齢者、障害者等の介護、看護補助 ④清掃及び防疫 ⑤災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 ⑥応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業 ⑦災害応急対策事務の補助</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p>

湧別町地域防災計画新旧対照表

改正後	改正前	説明																																																																																
<p style="text-align: center;">第3章 災害情報通信計画</p> <p>第1節 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに地震・津波情報の伝達計画</p> <p>2. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準</p> <p>(1) 特別警報発表基準</p> <table border="1" data-bbox="222 594 1210 1142"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>高潮特別警報</td> <td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>波浪特別警報</td> <td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 警報発表基準</p> <table border="1" data-bbox="222 1184 1210 1869"> <thead> <tr> <th>警報</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴風（平均風速）</td> <td>陸上 20m/s、海上 25m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪（平均風速）</td> <td>陸上 18m/s、海上 25m/s、雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>波浪（有義波高）</td> <td>6.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮（潮位）</td> <td>1.4m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>（浸水害） 表面雨量指数基準</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>（土砂災害） 土壌雨量指数基準</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>中土場川流域=13.7 サナブチ川流域=7.6 芭露川流域=13.5 志撫子川流域=8.2 計呂地川流域=10.9 ポン川流域=4.3</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>湧別川流域=表面雨量指数 5、流域雨量指数 18.2</td> </tr> <tr> <td>指定河川降水予報による基準</td> <td>湧別川 [遠軽・中湧別]</td> </tr> <tr> <td>大雪（12 時間降雪深）</td> <td>50cm</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1 時間雨量 90mm</td> </tr> </tbody> </table>	種類	基準	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	警報	基準	暴風（平均風速）	陸上 20m/s、海上 25m/s	暴風雪（平均風速）	陸上 18m/s、海上 25m/s、雪による視程障害を伴う	波浪（有義波高）	6.0m	高潮（潮位）	1.4m	大雨	（浸水害） 表面雨量指数基準	11	（土砂災害） 土壌雨量指数基準	126	洪水	流域雨量指数基準	中土場川流域=13.7 サナブチ川流域=7.6 芭露川流域=13.5 志撫子川流域=8.2 計呂地川流域=10.9 ポン川流域=4.3	複合基準	湧別川流域=表面雨量指数 5、流域雨量指数 18.2	指定河川降水予報による基準	湧別川 [遠軽・中湧別]	大雪（12 時間降雪深）	50cm	記録的短時間大雨情報	1 時間雨量 90mm	<p style="text-align: center;">第3章 災害情報通信計画</p> <p>第1節 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに地震・津波情報の伝達計画</p> <p>2. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準</p> <p>(1) 特別警報発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1329 594 2318 940"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>高潮になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>高波になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 警報発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1329 1184 2318 1869"> <thead> <tr> <th>警報</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴風（平均風速）</td> <td>陸上 20m/s、海上 25m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪（平均風速）</td> <td>陸上 18m/s、海上 25m/s、雪による視程障害を伴う</td> </tr> <tr> <td>波浪（有義波高）</td> <td>6.0m</td> </tr> <tr> <td>高潮（潮位）</td> <td>1.4m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>（浸水害） 表面雨量指数基準</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>（土砂災害） 土壌雨量指数基準</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>中土場川流域=8.9 サナブチ川流域=7 芭露川流域=12 志撫子川流域=6.3 計呂地川流域=8.1 ポン川流域=3.1</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>湧別川流域=表面雨量指数 5、流域雨量指数 16.9</td> </tr> <tr> <td>指定河川降水予報による基準</td> <td>湧別川 [遠軽・中湧別]</td> </tr> <tr> <td>大雪（12 時間降雪深）</td> <td>50cm</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>1 時間雨量 90mm</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合	高潮	高潮になると予想される場合	波浪	高波になると予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	警報	基準	暴風（平均風速）	陸上 20m/s、海上 25m/s	暴風雪（平均風速）	陸上 18m/s、海上 25m/s、雪による視程障害を伴う	波浪（有義波高）	6.0m	高潮（潮位）	1.4m	大雨	（浸水害） 表面雨量指数基準	11	（土砂災害） 土壌雨量指数基準	135	洪水	流域雨量指数基準	中土場川流域=8.9 サナブチ川流域=7 芭露川流域=12 志撫子川流域=6.3 計呂地川流域=8.1 ポン川流域=3.1	複合基準	湧別川流域=表面雨量指数 5、流域雨量指数 16.9	指定河川降水予報による基準	湧別川 [遠軽・中湧別]	大雪（12 時間降雪深）	50cm	記録的短時間大雨情報	1 時間雨量 90mm	<p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p> <p>・気象等に関する特別警報・警報・注意報の発表基準の変更に伴う修正</p>
種類	基準																																																																																	
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																																																																																	
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																																	
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																																	
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																																	
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。																																																																																	
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																																																																																	
警報	基準																																																																																	
暴風（平均風速）	陸上 20m/s、海上 25m/s																																																																																	
暴風雪（平均風速）	陸上 18m/s、海上 25m/s、雪による視程障害を伴う																																																																																	
波浪（有義波高）	6.0m																																																																																	
高潮（潮位）	1.4m																																																																																	
大雨	（浸水害） 表面雨量指数基準	11																																																																																
	（土砂災害） 土壌雨量指数基準	126																																																																																
洪水	流域雨量指数基準	中土場川流域=13.7 サナブチ川流域=7.6 芭露川流域=13.5 志撫子川流域=8.2 計呂地川流域=10.9 ポン川流域=4.3																																																																																
	複合基準	湧別川流域=表面雨量指数 5、流域雨量指数 18.2																																																																																
	指定河川降水予報による基準	湧別川 [遠軽・中湧別]																																																																																
	大雪（12 時間降雪深）	50cm																																																																																
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量 90mm																																																																																	
現象の種類	基準																																																																																	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																																																																																	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合																																																																																	
高潮	高潮になると予想される場合																																																																																	
波浪	高波になると予想される場合																																																																																	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																																																																	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																																																																	
警報	基準																																																																																	
暴風（平均風速）	陸上 20m/s、海上 25m/s																																																																																	
暴風雪（平均風速）	陸上 18m/s、海上 25m/s、雪による視程障害を伴う																																																																																	
波浪（有義波高）	6.0m																																																																																	
高潮（潮位）	1.4m																																																																																	
大雨	（浸水害） 表面雨量指数基準	11																																																																																
	（土砂災害） 土壌雨量指数基準	135																																																																																
洪水	流域雨量指数基準	中土場川流域=8.9 サナブチ川流域=7 芭露川流域=12 志撫子川流域=6.3 計呂地川流域=8.1 ポン川流域=3.1																																																																																
	複合基準	湧別川流域=表面雨量指数 5、流域雨量指数 16.9																																																																																
	指定河川降水予報による基準	湧別川 [遠軽・中湧別]																																																																																
	大雪（12 時間降雪深）	50cm																																																																																
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量 90mm																																																																																	

湧別町地域防災計画新旧対照表

改正後		改正前		説明	
第3章 災害情報通信計画		第3章 災害情報通信計画			
第1節 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに地震・津波情報の伝達計画		第1節 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに地震・津波情報の伝達計画		・気象等に関する特別警報・警報・注意報の発表基準の変更に伴う修正	
2. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準		2. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準			
(3) 注意報発表基準		(3) 注意報発表基準			
注意報	基準	注意報	基準		
風雪（平均風速）	陸上10m/s、海上15m/s 雪による視程障害を伴う	風雪（平均風速）	陸上10m/s、海上15m/s 雪による視程障害を伴う		
強風（平均風速）	陸上12m/s、海上15m/s	強風（平均風速）	陸上12m/s、海上15m/s		
波浪（有義波高）	3.0m	波浪（有義波高）	3.0m		
高潮（潮位）	1.0m	高潮（潮位）	1.0m		
大雨	表面雨量指数基準	6	表面雨量指数基準		6
	土壌雨量指数基準	86	土壌雨量指数基準		75
洪水	流域雨量指数基準	中土場川流域=10.9 サナブチ川流域=6 芭露川流域=10.8 志撫子川流域=6.5 計呂地川流域=8.7 ボン川流域=3.5	中土場川流域=7.1 サナブチ川流域=5.1 芭露川流域=9.6 志撫子川流域=5 計呂地川流域=6.4 ボン川流域=2.4		
		複合基準	湧別川流域=表面雨量指数5, 流域雨量指数 16.4 サナブチ川流域=表面雨量指数5, 流域雨量指数 4.8 ボン川流域=表面雨量指数5, 流域雨量指数 2.6	湧別川流域=表面雨量指数5, 流域雨量指数 15.2 サナブチ川流域=表面雨量指数5, 流域雨量指数 4.1 ボン川流域=表面雨量指数5, 流域雨量指数 1.9	
	指定河川降水予報による基準	湧別川（遠軽・中湧別）	指定河川降水予報による基準	湧別川（遠軽・中湧別）	
大雪(12時間降雪深)	30cm	大雪(12時間降雪深)	30cm		
雷	落雷等により被害が予想される場合	雷	落雷等により被害が予想される場合		
乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%		
濃霧(視程)	200m	濃霧(視程)	200m		
霜(最低気温)	3℃以下	霜(最低気温)	3℃以下		
なだれ	24時間で降雪の深さ30cm以上、又は積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上	なだれ	24時間で降雪の深さ30cm以上、又は積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上		
低温	5月～10月	(平均気温) 平年より4℃以上低い日が2日以上継続	低温	5月～10月	(平均気温) 平年より4℃以上低い日が2日以上継続
	11月～4月	(最低気温) 平年より8℃以上低い		11月～4月	(最低気温) 平年より8℃以上低い
着雪	気温0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続	着雪	気温0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続		
着氷(船体)	水温4℃以下、気温-5℃以下で風速8m/s以上	着氷(船体)	水温4℃以下、気温-5℃以下で風速8m/s以上		
融雪	融雪に相当する水量と24時間雨量の合計70mm以上	融雪	融雪に相当する水量と24時間雨量の合計70mm以上		

湧別町地域防災計画新旧対照表

改正後	改正前	説明																																								
<p>第3章 災害情報通信計画</p> <p>第1節 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに地震・津波情報の伝達計画</p> <p>2. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準</p> <p>(4) 地震動警報及び地震動予報</p> <table border="1" data-bbox="189 636 1210 961"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表名称</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震動特別警報</td> <td rowspan="2">緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報</td> <td rowspan="2">最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける。</td> </tr> <tr> <td>地震動警報</td> </tr> <tr> <td>地震動予報</td> <td>緊急地震速報（予報）</td> <td>最大震度 3 以上または長周期地震動階級 1 以上、マグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>(7) 津波予報の発表基準と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="198 1161 1210 1486"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表。</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき</td> <td>高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波警報等解除後も海面変動が継続するとき</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表名称	内容	地震動特別警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、 震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける。	地震動警報	地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度 3 以上 または長周期地震動階級 1 以上 、マグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表するもの。		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>第3章 災害情報通信計画</p> <p>第1節 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに地震・津波情報の伝達計画</p> <p>2. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準</p> <p>(4) 地震動警報及び地震動予報</p> <table border="1" data-bbox="1317 636 2338 926"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表名称</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震動特別警報</td> <td rowspan="2">緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報</td> <td rowspan="2">最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度 6 弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける。</td> </tr> <tr> <td>地震動警報</td> </tr> <tr> <td>地震動予報</td> <td>緊急地震速報（予報）</td> <td>最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>(7) 津波予報の発表基準と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="1317 1161 2338 1520"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表。</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波警報等解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表名称	内容	地震動特別警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、 震度 6 弱以上 の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける。	地震動警報	地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度 3 以上 又は マグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表するもの。		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>・気象等に関する特別警報・警報・注意報の発表基準の変更に伴う修正</p>
種類	発表名称	内容																																								
地震動特別警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、 震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける。																																								
地震動警報																																										
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度 3 以上 または長周期地震動階級 1 以上 、マグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表するもの。																																								
	発表基準	発表内容																																								
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。																																								
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																								
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																								
種類	発表名称	内容																																								
地震動特別警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、 震度 6 弱以上 の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける。																																								
地震動警報																																										
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度 3 以上 又は マグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表するもの。																																								
	発表基準	発表内容																																								
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。																																								
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																								
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																								

湧別町地域防災計画新旧対照表

改正後			改正前			説明
第3章 災害情報通信計画			第3章 災害情報通信計画			
第1節 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに地震・津波情報の伝達計画			第1節 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに地震・津波情報の伝達計画			
2. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準			2. 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準			
(8) 地震情報の種類と内容			(8) 地震情報の種類と内容			・気象等に関する特別警報・警報・注意報の発表基準の変更に伴う修正
震度速報	・震度3以上	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報	震度速報	・震度3以上	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報	
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加	震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報(特別警報)、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加	
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報または津波注意報発表時・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した震度を発表 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報(特別警報)、津波警報または津波注意報発表時・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 (新規) 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表	
(削除)	(削除)	(削除)	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表	
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	その他の情報	・顕著な地震の概要、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の概要を簡潔に記載したものの、震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方の格子毎に推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表	
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合。	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。	(新規)	(新規)	(新規)	

湧別町地域防災計画新旧対照表

改正後	改正前	説明																																																																																																																																																																																																																																																																														
<p>第3章 災害情報通信計画</p> <p>第1節 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに地震・津波情報の伝達計画</p> <p>4. 地震・津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区</p> <p>別表1 略</p> <p>別表2 関係機関連絡先一覧</p> <table border="1" data-bbox="255 705 1207 1766"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>代表者</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・網走開発建設部 遠軽開発事務所</td> <td>所長</td> <td>遠軽町大通北7</td> <td>0158-42-2181</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・網走西部森林管理署</td> <td>署長</td> <td>遠軽町大通北4</td> <td>0158-42-2185</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・網走建設管理部 遠軽出張所</td> <td>所長</td> <td>遠軽町福路</td> <td>0158-42-3185</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・保健環境部 紋別地域保健室</td> <td>室長</td> <td>紋別市南ヶ丘1-6</td> <td>0158-23-3108</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・保健環境部 紋別地域保健室遠軽支所</td> <td>支所長</td> <td>遠軽町大通北5</td> <td>0158-42-3108</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・遠軽警察署</td> <td>署長</td> <td>遠軽町1条北3</td> <td>0158-42-0110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・遠軽地区広域組合 消防署湧別出張所</td> <td>所長</td> <td>湧別町緑町</td> <td>5-2338</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・遠軽地区広域組合 消防署上湧別出張所</td> <td>所長</td> <td>湧別町上湧別 屯田市街地</td> <td>2-4111</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・湧別郵便局</td> <td>局長</td> <td>湧別町緑町</td> <td>5-2407</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・芭露郵便局</td> <td>局長</td> <td>湧別町芭露</td> <td>6-2006</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・上芭露郵便局</td> <td>局長</td> <td>湧別町上芭露</td> <td>7-2306</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・計呂地郵便局</td> <td>局長</td> <td>湧別町計呂地</td> <td>8-2306</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・上湧別郵便局</td> <td>局長</td> <td>上湧別屯田市街地</td> <td>2-2540</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・中湧別郵便局</td> <td>局長</td> <td>湧別町中湧別中町</td> <td>2-2380</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・開盛郵便局</td> <td>局長</td> <td>湧別町開盛</td> <td>2-5301</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・(株)NTT東日本 北海道東支店北見営業支店</td> <td>営業支店長</td> <td>北見市中央町2-18</td> <td>0157-21-2250</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・北海道電力(株) 旭川水力センター遠軽土木課</td> <td>課長</td> <td>遠軽町大通北4</td> <td>0158-42-2389</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・北海道電力ネットワーク(株) 北見支店遠軽ネットワークセンター</td> <td>所長</td> <td>遠軽町大通北4</td> <td>0158-42-2185</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・北見バス(株)遠軽営業所</td> <td>所長</td> <td>遠軽町大通北1</td> <td>0158-42-4115</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・湧別町農業協同組合</td> <td>組合長</td> <td>湧別町錦町</td> <td>5-2121</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湧別町農業協同組合芭露支所</td> <td></td> <td>湧別町芭露</td> <td>6-2131</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・えんゆう農業協同組合</td> <td>組合長</td> <td>上湧別屯田市街地</td> <td>2-2161</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・湧別漁業協同組合</td> <td>組合長</td> <td>湧別町曙町</td> <td>5-2011</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・遠軽地区森林組合</td> <td>組合長</td> <td>遠軽町南町4丁目</td> <td>0158-42-0722</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・湧別町商工会</td> <td>会長</td> <td>湧別町中湧別中町</td> <td>2-2278</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・<u>湧別町社会福祉協議会</u></td> <td><u>会長</u></td> <td><u>湧別町中湧別南町</u></td> <td><u>2-5521</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関係機関名	代表者	所在地	電話番号	備考	・網走開発建設部 遠軽開発事務所	所長	遠軽町大通北7	0158-42-2181		・網走西部森林管理署	署長	遠軽町大通北4	0158-42-2185		・網走建設管理部 遠軽出張所	所長	遠軽町福路	0158-42-3185		・保健環境部 紋別地域保健室	室長	紋別市南ヶ丘1-6	0158-23-3108		・保健環境部 紋別地域保健室遠軽支所	支所長	遠軽町大通北5	0158-42-3108		・遠軽警察署	署長	遠軽町1条北3	0158-42-0110		・遠軽地区広域組合 消防署湧別出張所	所長	湧別町緑町	5-2338		・遠軽地区広域組合 消防署上湧別出張所	所長	湧別町上湧別 屯田市街地	2-4111		・湧別郵便局	局長	湧別町緑町	5-2407		・芭露郵便局	局長	湧別町芭露	6-2006		・上芭露郵便局	局長	湧別町上芭露	7-2306		・計呂地郵便局	局長	湧別町計呂地	8-2306		・上湧別郵便局	局長	上湧別屯田市街地	2-2540		・中湧別郵便局	局長	湧別町中湧別中町	2-2380		・開盛郵便局	局長	湧別町開盛	2-5301		・(株)NTT東日本 北海道東支店北見営業支店	営業支店長	北見市中央町2-18	0157-21-2250		・北海道電力(株) 旭川水力センター遠軽土木課	課長	遠軽町大通北4	0158-42-2389		・北海道電力ネットワーク(株) 北見支店遠軽ネットワークセンター	所長	遠軽町大通北4	0158-42-2185		・北見バス(株)遠軽営業所	所長	遠軽町大通北1	0158-42-4115		・湧別町農業協同組合	組合長	湧別町錦町	5-2121		湧別町農業協同組合芭露支所		湧別町芭露	6-2131		・えんゆう農業協同組合	組合長	上湧別屯田市街地	2-2161		・湧別漁業協同組合	組合長	湧別町曙町	5-2011		・遠軽地区森林組合	組合長	遠軽町南町4丁目	0158-42-0722		・湧別町商工会	会長	湧別町中湧別中町	2-2278		・ <u>湧別町社会福祉協議会</u>	<u>会長</u>	<u>湧別町中湧別南町</u>	<u>2-5521</u>		<p>第3章 災害情報通信計画</p> <p>第1節 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに地震・津波情報の伝達計画</p> <p>4. 地震・津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区</p> <p>別表1 略</p> <p>別表2 関係機関連絡先一覧</p> <table border="1" data-bbox="1362 695 2315 1755"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>代表者</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・網走開発建設部 遠軽開発事務所</td> <td>所長</td> <td>遠軽町大通北7</td> <td>0158-42-2181</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・網走西部森林管理署</td> <td>署長</td> <td>遠軽町大通北4</td> <td>0158-42-2185</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・網走建設管理部 遠軽出張所</td> <td>所長</td> <td>遠軽町福路</td> <td>0158-42-3185</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・保健環境部 紋別地域保健室</td> <td>室長</td> <td>紋別市南ヶ丘1-6</td> <td>0158-23-3108</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・保健環境部 紋別地域保健室遠軽支所</td> <td>支所長</td> <td>遠軽町大通北5</td> <td>0158-42-3108</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・遠軽警察署</td> <td>署長</td> <td>遠軽町1条北3</td> <td>0158-42-0110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・遠軽地区広域組合 消防署湧別出張所</td> <td>所長</td> <td>湧別町緑町</td> <td>5-2338</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・遠軽地区広域組合 消防署上湧別出張所</td> <td>所長</td> <td>湧別町上湧別 屯田市街地</td> <td>2-4111</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・湧別郵便局</td> <td>局長</td> <td>湧別町緑町</td> <td>5-2407</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・芭露郵便局</td> <td>局長</td> <td>湧別町芭露</td> <td>6-2006</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・上芭露郵便局</td> <td>局長</td> <td>湧別町上芭露</td> <td>7-2306</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・計呂地郵便局</td> <td>局長</td> <td>湧別町計呂地</td> <td>8-2306</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・上湧別郵便局</td> <td>局長</td> <td>上湧別屯田市街地</td> <td>2-2540</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・中湧別郵便局</td> <td>局長</td> <td>湧別町中湧別中町</td> <td>2-2380</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・開盛郵便局</td> <td>局長</td> <td>湧別町開盛</td> <td>2-5301</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・(株)NTT東日本 北海道東支店北見営業支店</td> <td>営業支店長</td> <td>北見市中央町2-18</td> <td>0157-21-2250</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・北海道電力(株) 旭川水力センター遠軽土木課</td> <td>課長</td> <td>遠軽町大通北4</td> <td>0158-42-2389</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・北海道電力ネットワーク(株) 北見支店遠軽ネットワークセンター</td> <td>所長</td> <td>遠軽町大通北4</td> <td>0158-42-2185</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・北見バス(株)遠軽営業所</td> <td>所長</td> <td>遠軽町大通北1</td> <td>0158-42-4115</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・湧別町農業協同組合</td> <td>組合長</td> <td>湧別町錦町</td> <td>5-2121</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湧別町農業協同組合芭露支所</td> <td></td> <td>湧別町芭露</td> <td>6-2131</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・えんゆう農業協同組合</td> <td>組合長</td> <td>上湧別屯田市街地</td> <td>2-2161</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・湧別漁業協同組合</td> <td>組合長</td> <td>湧別町曙町</td> <td>5-2011</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・遠軽地区森林組合</td> <td>組合長</td> <td>遠軽町南町4丁目</td> <td>0158-42-0722</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・湧別町商工会</td> <td>会長</td> <td>湧別町中湧別中町</td> <td>2-2278</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・<u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> <td><u>(新規)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関係機関名	代表者	所在地	電話番号	備考	・網走開発建設部 遠軽開発事務所	所長	遠軽町大通北7	0158-42-2181		・網走西部森林管理署	署長	遠軽町大通北4	0158-42-2185		・網走建設管理部 遠軽出張所	所長	遠軽町福路	0158-42-3185		・保健環境部 紋別地域保健室	室長	紋別市南ヶ丘1-6	0158-23-3108		・保健環境部 紋別地域保健室遠軽支所	支所長	遠軽町大通北5	0158-42-3108		・遠軽警察署	署長	遠軽町1条北3	0158-42-0110		・遠軽地区広域組合 消防署湧別出張所	所長	湧別町緑町	5-2338		・遠軽地区広域組合 消防署上湧別出張所	所長	湧別町上湧別 屯田市街地	2-4111		・湧別郵便局	局長	湧別町緑町	5-2407		・芭露郵便局	局長	湧別町芭露	6-2006		・上芭露郵便局	局長	湧別町上芭露	7-2306		・計呂地郵便局	局長	湧別町計呂地	8-2306		・上湧別郵便局	局長	上湧別屯田市街地	2-2540		・中湧別郵便局	局長	湧別町中湧別中町	2-2380		・開盛郵便局	局長	湧別町開盛	2-5301		・(株)NTT東日本 北海道東支店北見営業支店	営業支店長	北見市中央町2-18	0157-21-2250		・北海道電力(株) 旭川水力センター遠軽土木課	課長	遠軽町大通北4	0158-42-2389		・北海道電力ネットワーク(株) 北見支店遠軽ネットワークセンター	所長	遠軽町大通北4	0158-42-2185		・北見バス(株)遠軽営業所	所長	遠軽町大通北1	0158-42-4115		・湧別町農業協同組合	組合長	湧別町錦町	5-2121		湧別町農業協同組合芭露支所		湧別町芭露	6-2131		・えんゆう農業協同組合	組合長	上湧別屯田市街地	2-2161		・湧別漁業協同組合	組合長	湧別町曙町	5-2011		・遠軽地区森林組合	組合長	遠軽町南町4丁目	0158-42-0722		・湧別町商工会	会長	湧別町中湧別中町	2-2278		・ <u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>		<p>・関係機関の追加</p>
関係機関名	代表者	所在地	電話番号	備考																																																																																																																																																																																																																																																																												
・網走開発建設部 遠軽開発事務所	所長	遠軽町大通北7	0158-42-2181																																																																																																																																																																																																																																																																													
・網走西部森林管理署	署長	遠軽町大通北4	0158-42-2185																																																																																																																																																																																																																																																																													
・網走建設管理部 遠軽出張所	所長	遠軽町福路	0158-42-3185																																																																																																																																																																																																																																																																													
・保健環境部 紋別地域保健室	室長	紋別市南ヶ丘1-6	0158-23-3108																																																																																																																																																																																																																																																																													
・保健環境部 紋別地域保健室遠軽支所	支所長	遠軽町大通北5	0158-42-3108																																																																																																																																																																																																																																																																													
・遠軽警察署	署長	遠軽町1条北3	0158-42-0110																																																																																																																																																																																																																																																																													
・遠軽地区広域組合 消防署湧別出張所	所長	湧別町緑町	5-2338																																																																																																																																																																																																																																																																													
・遠軽地区広域組合 消防署上湧別出張所	所長	湧別町上湧別 屯田市街地	2-4111																																																																																																																																																																																																																																																																													
・湧別郵便局	局長	湧別町緑町	5-2407																																																																																																																																																																																																																																																																													
・芭露郵便局	局長	湧別町芭露	6-2006																																																																																																																																																																																																																																																																													
・上芭露郵便局	局長	湧別町上芭露	7-2306																																																																																																																																																																																																																																																																													
・計呂地郵便局	局長	湧別町計呂地	8-2306																																																																																																																																																																																																																																																																													
・上湧別郵便局	局長	上湧別屯田市街地	2-2540																																																																																																																																																																																																																																																																													
・中湧別郵便局	局長	湧別町中湧別中町	2-2380																																																																																																																																																																																																																																																																													
・開盛郵便局	局長	湧別町開盛	2-5301																																																																																																																																																																																																																																																																													
・(株)NTT東日本 北海道東支店北見営業支店	営業支店長	北見市中央町2-18	0157-21-2250																																																																																																																																																																																																																																																																													
・北海道電力(株) 旭川水力センター遠軽土木課	課長	遠軽町大通北4	0158-42-2389																																																																																																																																																																																																																																																																													
・北海道電力ネットワーク(株) 北見支店遠軽ネットワークセンター	所長	遠軽町大通北4	0158-42-2185																																																																																																																																																																																																																																																																													
・北見バス(株)遠軽営業所	所長	遠軽町大通北1	0158-42-4115																																																																																																																																																																																																																																																																													
・湧別町農業協同組合	組合長	湧別町錦町	5-2121																																																																																																																																																																																																																																																																													
湧別町農業協同組合芭露支所		湧別町芭露	6-2131																																																																																																																																																																																																																																																																													
・えんゆう農業協同組合	組合長	上湧別屯田市街地	2-2161																																																																																																																																																																																																																																																																													
・湧別漁業協同組合	組合長	湧別町曙町	5-2011																																																																																																																																																																																																																																																																													
・遠軽地区森林組合	組合長	遠軽町南町4丁目	0158-42-0722																																																																																																																																																																																																																																																																													
・湧別町商工会	会長	湧別町中湧別中町	2-2278																																																																																																																																																																																																																																																																													
・ <u>湧別町社会福祉協議会</u>	<u>会長</u>	<u>湧別町中湧別南町</u>	<u>2-5521</u>																																																																																																																																																																																																																																																																													
関係機関名	代表者	所在地	電話番号	備考																																																																																																																																																																																																																																																																												
・網走開発建設部 遠軽開発事務所	所長	遠軽町大通北7	0158-42-2181																																																																																																																																																																																																																																																																													
・網走西部森林管理署	署長	遠軽町大通北4	0158-42-2185																																																																																																																																																																																																																																																																													
・網走建設管理部 遠軽出張所	所長	遠軽町福路	0158-42-3185																																																																																																																																																																																																																																																																													
・保健環境部 紋別地域保健室	室長	紋別市南ヶ丘1-6	0158-23-3108																																																																																																																																																																																																																																																																													
・保健環境部 紋別地域保健室遠軽支所	支所長	遠軽町大通北5	0158-42-3108																																																																																																																																																																																																																																																																													
・遠軽警察署	署長	遠軽町1条北3	0158-42-0110																																																																																																																																																																																																																																																																													
・遠軽地区広域組合 消防署湧別出張所	所長	湧別町緑町	5-2338																																																																																																																																																																																																																																																																													
・遠軽地区広域組合 消防署上湧別出張所	所長	湧別町上湧別 屯田市街地	2-4111																																																																																																																																																																																																																																																																													
・湧別郵便局	局長	湧別町緑町	5-2407																																																																																																																																																																																																																																																																													
・芭露郵便局	局長	湧別町芭露	6-2006																																																																																																																																																																																																																																																																													
・上芭露郵便局	局長	湧別町上芭露	7-2306																																																																																																																																																																																																																																																																													
・計呂地郵便局	局長	湧別町計呂地	8-2306																																																																																																																																																																																																																																																																													
・上湧別郵便局	局長	上湧別屯田市街地	2-2540																																																																																																																																																																																																																																																																													
・中湧別郵便局	局長	湧別町中湧別中町	2-2380																																																																																																																																																																																																																																																																													
・開盛郵便局	局長	湧別町開盛	2-5301																																																																																																																																																																																																																																																																													
・(株)NTT東日本 北海道東支店北見営業支店	営業支店長	北見市中央町2-18	0157-21-2250																																																																																																																																																																																																																																																																													
・北海道電力(株) 旭川水力センター遠軽土木課	課長	遠軽町大通北4	0158-42-2389																																																																																																																																																																																																																																																																													
・北海道電力ネットワーク(株) 北見支店遠軽ネットワークセンター	所長	遠軽町大通北4	0158-42-2185																																																																																																																																																																																																																																																																													
・北見バス(株)遠軽営業所	所長	遠軽町大通北1	0158-42-4115																																																																																																																																																																																																																																																																													
・湧別町農業協同組合	組合長	湧別町錦町	5-2121																																																																																																																																																																																																																																																																													
湧別町農業協同組合芭露支所		湧別町芭露	6-2131																																																																																																																																																																																																																																																																													
・えんゆう農業協同組合	組合長	上湧別屯田市街地	2-2161																																																																																																																																																																																																																																																																													
・湧別漁業協同組合	組合長	湧別町曙町	5-2011																																																																																																																																																																																																																																																																													
・遠軽地区森林組合	組合長	遠軽町南町4丁目	0158-42-0722																																																																																																																																																																																																																																																																													
・湧別町商工会	会長	湧別町中湧別中町	2-2278																																																																																																																																																																																																																																																																													
・ <u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>																																																																																																																																																																																																																																																																													

湧別町地域防災計画新旧対照表

NO. 9

改正後	改正前	説明
<p style="text-align: center;">第4章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第8節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備</p> <p>1. 食料等の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>町は、災害時に避難所等で必要となる食料等について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第8節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備</p> <p>1. 食料等の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>町は、あらかじめ食糧関係機関及び保有業者と食糧調達の関係、協定するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食糧の確保に努める。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p>

湧別町地域防災計画新旧対照表

NO. 10

改正後	改正前	説明
<p style="text-align: center;">第4章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第11節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p>第1 略</p> <p>1. 町の対策</p> <p>町は、福祉担当課と防災担当課との連携の下、災害発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、個別避難計画の策定等に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿の作成・定期的な更新を行い、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、名簿及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 避難支援等関係者</p> <p>町は、避難支援等関係者に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を提供するものとする。</p> <p>ただし、町条例に特別の定めがある場合を除き、平常時から名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。</p> <p>避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。</p> <p>ア 消防機関 イ 警察機関 ウ 民生委員・児童委員 エ 社会福祉協議会 オ 自主防災組織 カ 自治会 キ その他避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に定める団体等</p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第11節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p>第1 略</p> <p>1. 町の対策</p> <p>町は、福祉担当課と防災担当課との連携の下、災害発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿の作成・定期的な更新を行い、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 避難支援等関係者</p> <p>町は、避難支援等関係者に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。</p> <p>ただし、町条例に特別の定めがある場合を除き、平常時から名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。</p> <p>避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。</p> <p>ア 消防機関 イ 警察機関 ウ 民生委員・児童委員 エ 社会福祉協議会 オ 自主防災組織 カ 自治会 キ その他避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に定める団体等</p>	<p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p>

湧別町地域防災計画新旧対照表

改正後	改正前	説明
<p style="text-align: center;">第4章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第11節 避難行動要支援者等の要配慮者等の要配慮者に関する計画</p> <p>1. 町の対策</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 避難支援体制の確立</p> <p>ア <u>町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関連する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援関係者と連携しながら個別避難計画の作成に取り組む。</u></p> <p>イ <u>町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。</u></p> <p>ウ 町は、要配慮者が避難のための立ち退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。</p> <p>エ 町は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。</p> <p>オ 町は、収容避難所の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 福祉避難所の指定</p> <p>町は、社会福祉施設等を活用し、<u>指定避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。</u></p> <p>2. 社会福祉施設等の対策</p> <p>(1) 防災設備等の整備</p> <p>社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。</p> <p>また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。</p> <p><u>特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第11節 避難行動要支援者等の要配慮者等の要配慮者に関する計画</p> <p>1. 町の対策</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 避難支援体制の確立</p> <p>ア 町は、<u>避難行動要支援者に対する避難支援等を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等を定める個別計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>イ 町は、要配慮者が避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示</u>を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。</p> <p>ウ 町は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。</p> <p>エ 町は、収容避難所の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 福祉避難所の指定</p> <p>町は、社会福祉施設等を活用し、<u>一般の避難所</u>では生活することが困難な<u>障がい者等</u>の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。</p> <p>2. 社会福祉施設等の対策</p> <p>(1) 防災設備等の整備</p> <p>社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。</p> <p>また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p> <p>・項目追加による段落修正</p> <p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p>

湧別町地域防災計画新旧対照表

NO. 12

改正後	改正前	説明
<p style="text-align: center;">第4章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第11節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p>3 略</p> <p>第2 援助活動 町は、避難行動要支援者の安否確認等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。</p> <p>1. 町の対策 (1) 避難行動要支援者の避難支援 町は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。 なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務に留意する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難所等への移送 町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。 また、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。 ア 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動 イ 病院への移送 ウ 施設等への緊急入所</p> <p>(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第11節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画</p> <p>3 略</p> <p>第2 援助活動 町は、避難行動要支援者の安否確認等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。</p> <p>1. 町の対策 (1) 避難行動要支援者の避難支援 町は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。 なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務に留意する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難所等への移送 町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。 また、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。 ア 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動 イ 病院への移送 ウ 施設等への緊急入所</p> <p>(以下略)</p>	<p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p>

湧別町地域防災計画新旧対照表

NO. 13

改 正 後	改 正 前	説 明
<p style="text-align: center;">第4章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第12節 業務継続計画の策定</p> <p><u>町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第12節 業務継続計画の策定</p> <p><u>災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p>

湧別町地域防災計画新旧対照表

改正後	改正前	説明
<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第3節 災害広報計画</p> <p>1 略</p> <p>2 災害情報等の発表方法</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 報道機関に対する情報発表の方法</p> <p>収集した被害状況、災害情報等は、状況に応じ報道機関に対し次の事項を発表するものとする。</p> <p>ア 災害の種別、名称及び発生日時</p> <p>イ 災害発生場所</p> <p>ウ 被害状況</p> <p>エ 応急対策の状況</p> <p>オ 住民に対する避難指示の状況</p> <p>カ 一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項</p> <p>(以下第3節 略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 避難救出計画</p> <p>災害時において、住民の生命、身体を保護するため、必要と認める地域住民に対して、安全地域への避難のための立ち退きを指示し、避難場所を開設するための計画及び生命若しくは、身体が危険な状態にある者又は、生死不明の状態にある者を救出し、保護することに関する計画は次に定めるところによる。</p> <p>1. 避難計画</p> <p>(1) 避難実施責任者及び措置の内容</p> <p>風水害、火災、山（崖）くずれ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められるときは、避難実施責任者は次により避難指示等を発令する。</p> <p>特に町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援プランの作成などにより避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。</p> <p>なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第3節 災害広報計画</p> <p>1 略</p> <p>2 災害情報等の発表方法</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 報道機関に対する情報発表の方法</p> <p>収集した被害状況、災害情報等は、状況に応じ報道機関に対し次の事項を発表するものとする。</p> <p>ア 災害の種別、名称及び発生日時</p> <p>イ 災害発生場所</p> <p>ウ 被害状況</p> <p>エ 応急対策の状況</p> <p>オ 住民に対する避難勧告指示の状況</p> <p>カ 一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項</p> <p>(以下第3節 略)</p> <p style="text-align: center;">第4節 避難救出計画</p> <p>災害時において、住民の生命、身体を保護するため、必要と認める地域住民に対して、安全地域への避難のための立ち退きを勧告し或いは指示し、避難場所を開設するための計画及び生命若しくは、身体が危険な状態にある者又は、生死不明の状態にある者を救出し、保護することに関する計画は次に定めるところによる。</p> <p>1. 避難計画</p> <p>(1) 避難実施責任者及び措置の内容</p> <p>風水害、火災、山（崖）くずれ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められるときは、避難実施責任者は次により避難勧告等を行う。</p> <p>特に町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援プランの作成などにより避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する必要がある。</p> <p>なお、避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。</p>	<p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p>

湧別町地域防災計画新旧対照表

改正後	改正前	説明
<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画</p> <p>1 避難計画</p> <p>ア 町長（基本法第60条、水防法第29条） (ア) 町長は、<u>災害時</u>、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、<u>住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは</u>、直ちに必要と認める地域の<u>必要と認める居住者</u>、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きの<u>指示</u>、立退先の避難場所の指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行う。 なお、<u>ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難</u>がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>「緊急安全確保」</u>を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 また、的確に<u>避難指示等</u>を実施し、伝達が可能となるよう<u>避難指示等</u>の判断・伝達マニュアルの整備を図るものとし、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、日頃から住民等への周知に努めるものとする。 (イ) 町長は、避難のための立退きの<u>指示又は緊急安全確保措置の指示</u>を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。 (ウ) 町長は、上記の<u>指示</u>を行ったときは、その旨を速やかにオホーツク総合振興局長を通じて知事に報告する。（これらの<u>指示</u>を解除した場合も同様とする。） (エ) <u>避難指示等</u>は、広報車、防災情報伝達施設（屋外スピーカ）、町防災メール配信システム等の伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速、かつ、的確に伝達する。</p> <p>イ 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条） (ア) 知事又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の住民に対し立退きの指示をすることができる。 (イ) 知事は、災害の発生により町長が避難のための<u>立退き又は緊急安全確保措置の指示</u>に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。 (ウ) オホーツク総合振興局長は町長から避難のための<u>立退指示</u>、立退先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。 また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、北海道防災計画第5章第8節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画 第4節 避難救出計画</p> <p>1 避難計画</p> <p>ア 町長（基本法第60条、水防法第29条） (ア) 町長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、<u>住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは</u>、直ちに必要と認める地域の<u>居住者</u>、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きの<u>勧告又は指示</u>、立退先の避難場所の指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行う。 なお、避難時の周囲の状況等により、<u>避難場所への移動を行うこと</u>がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等</u>を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 また、的確に<u>避難勧告等</u>を実施し、伝達が可能となるよう<u>避難勧告等</u>の判断・伝達マニュアルの整備を図るものとし、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、日頃から住民等への周知に努めるものとする。 (イ) 町長は、避難のための立退きの<u>勧告又は指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示</u>を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。 (ウ) 町長は、上記の<u>勧告又は指示</u>を行ったときは、その旨を速やかにオホーツク総合振興局長を通じて知事に報告する。（これらの<u>指示等</u>を解除した場合も同様とする。） (エ) <u>避難勧告等</u>は、広報車、防災情報伝達施設（屋外スピーカ）、町防災メール配信システム等の伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速、かつ、的確に伝達する。</p> <p>イ 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条） (ア) 知事又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の住民に対し立退きの指示をすることができる。 (イ) 知事は、災害の発生により町長が避難のための<u>立退きの勧告及び指示</u>に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。 (ウ) オホーツク総合振興局長は町長から避難のための<u>立退勧告、指示</u>、立退先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。 また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、北海道防災計画第5章第8節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。</p>	<p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p>

湧別町地域防災計画新旧対照表

NO. 16

改正後	改正前	説明
<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第4節 避難救出計画</p> <p>1 避難計画</p> <p>ウ 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条） 警察官又は海上保安官は、アの（ア）により町長から要請があったとき、又は町長が立退指示することができないと認めるときは、立退き又は緊急安全確保措置の指示、立退先指示等を行うものとし、その場合直ちに町長に通知するものとする。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難措置における連絡及び協力 ア 連絡 知事（オホーツク総合振興局長）、町長、遠軽警察署長及び紋別海上保安部長は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難のための立退きを指示し、又は指示した場合は相互にその旨を連絡するものとする。 イ 協力、援助 （ア）北海道警察（遠軽警察署） 警察署長は、町長が行う避難指示等について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、指示等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。 （イ）第一管区海上保安本部（紋別海上保安部） 避難指示等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第4節 避難救出計画</p> <p>1 避難計画</p> <p>ウ 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条） 警察官又は海上保安官は、アの（ア）により町長から要請があったとき、又は町長が立退指示することができないと認めるときは、立退指示、立退先指示等を行うものとし、その場合直ちに町長に通知するものとする。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難措置における連絡及び協力 ア 連絡 知事（オホーツク総合振興局長）、町長、遠軽警察署長及び紋別海上保安部長は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難のための立退きを勧告し、又は指示した場合は相互にその旨を連絡するものとする。 イ 協力、援助 （ア）北海道警察（遠軽警察署） 警察署長は、町長が行う避難勧告等について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、勧告等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。 （イ）第一管区海上保安本部（紋別海上保安部） 避難勧告等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。</p>	<p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p>

湧別町地域防災計画新旧対照表

NO. 17

改正後	改正前	説明																										
<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第4節 避難救出計画</p> <p>1 避難計画</p> <p>(4) 避難指示等の基準</p> <table border="1" data-bbox="172 604 1222 1234"> <thead> <tr> <th>警戒レベル・避難情報等</th> <th>発令・発表時の状況</th> <th>居住者等が取るべき行動等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急安全確保 (警戒レベル5・町長が発令) ※必ず発令される情報ではない。</td> <td>災害発生又は切迫</td> <td>指定緊急避難所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動が安全とは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (警戒レベル4・町長が発令)</td> <td>災害のおそれ高い</td> <td>危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</td> </tr> <tr> <td>高齢者等避難 (警戒レベル3・町長が発令)</td> <td>災害のおそれあり</td> <td>・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</td> </tr> <tr> <td>大雨・洪水・注意報 (警戒レベル2・気象庁が発表)</td> <td>気象状況悪化</td> <td>災害に備え自らの避難行動を確認する。</td> </tr> <tr> <td>早期注意情報 (警戒レベル1・気象庁が発表)</td> <td>今後気象状況悪化のおそれ</td> <td>災害への心構えを高める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 避難指示等の周知</p> <p>ア 避難指示、避難指示(緊急)及び災害発生情報事項</p> <p>(ア) 避難先</p> <p>(イ) 避難経路</p> <p>(ウ) 避難の理由</p> <p>(エ) 注意事項</p> <p>(A) 携帯品は限られたものだけとする。 (食料、水筒、タオル、着替、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等)</p> <p>(B) 服装は軽装として帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具を携行</p> <p>(C) 避難後の戸締り</p> <p>(D) 火器に注意し、火災が発生しないようにする。</p> <p>(E) 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示</p>	警戒レベル・避難情報等	発令・発表時の状況	居住者等が取るべき行動等	緊急安全確保 (警戒レベル5・町長が発令) ※必ず発令される情報ではない。	災害発生又は切迫	指定緊急避難所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動が安全とは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	避難指示 (警戒レベル4・町長が発令)	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	高齢者等避難 (警戒レベル3・町長が発令)	災害のおそれあり	・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	大雨・洪水・注意報 (警戒レベル2・気象庁が発表)	気象状況悪化	災害に備え自らの避難行動を確認する。	早期注意情報 (警戒レベル1・気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める。	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第4節 避難救出計画</p> <p>1 避難計画</p> <p>(4) 避難勧告等の基準</p> <table border="1" data-bbox="1299 604 2320 877"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>1. 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>1. 津波警報又は津波注意報が発表されたとき 2. 災害を賞知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき</td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急)</td> <td>1. 大津波警報(特別警報)が発表されたとき 2. 避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められたとき 3. 災害を賞知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 避難勧告、避難指示(緊急)又は避難準備・高齢者等避難開始の周知</p> <p>ア 避難勧告、避難指示(緊急)事項</p> <p>(ア) 避難先</p> <p>(イ) 避難経路</p> <p>(ウ) 避難の理由</p> <p>(エ) 注意事項</p> <p>(A) 携帯品は限られたものだけとする。 (食料、水筒、タオル、着替、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等)</p> <p>(B) 服装は軽装として帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具を携行</p> <p>(C) 避難後の戸締り</p> <p>(D) 火器に注意し、火災が発生しないようにする。</p> <p>(E) 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示</p>	種別	基準	避難準備・高齢者等避難開始	1. 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき	避難勧告	1. 津波警報又は津波注意報が発表されたとき 2. 災害を賞知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき	避難指示(緊急)	1. 大津波警報(特別警報)が発表されたとき 2. 避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められたとき 3. 災害を賞知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき	<p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p>
警戒レベル・避難情報等	発令・発表時の状況	居住者等が取るべき行動等																										
緊急安全確保 (警戒レベル5・町長が発令) ※必ず発令される情報ではない。	災害発生又は切迫	指定緊急避難所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動が安全とは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。																										
避難指示 (警戒レベル4・町長が発令)	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。																										
高齢者等避難 (警戒レベル3・町長が発令)	災害のおそれあり	・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。																										
大雨・洪水・注意報 (警戒レベル2・気象庁が発表)	気象状況悪化	災害に備え自らの避難行動を確認する。																										
早期注意情報 (警戒レベル1・気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める。																										
種別	基準																											
避難準備・高齢者等避難開始	1. 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき																											
避難勧告	1. 津波警報又は津波注意報が発表されたとき 2. 災害を賞知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき																											
避難指示(緊急)	1. 大津波警報(特別警報)が発表されたとき 2. 避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められたとき 3. 災害を賞知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき																											

湧別町地域防災計画新旧対照表

NO. 18

改正後	改正前	説明
<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第4節 避難救出計画</p> <p>1 避難計画</p> <p>(5) ア～イ 略</p> <p>ウ 伝達方法</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 放送局（NHK、民間放送局）に対し避難指示等を発令した旨を連絡し、関係住民に周知するよう依頼する。</p> <p>(ウ)～(オ) 略</p> <p>(カ) 伝達員による個別伝達 避難指示等を発令したときが夜間、停電時、風雨がはげしい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、消防団員等班を編成し、個別に伝達するものとする。</p> <p>(キ)～(ク) 略</p>	<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第4節 避難救出計画</p> <p>1 避難計画</p> <p>(5) ア～イ 略</p> <p>ウ 伝達方法</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 放送局（NHK、民間放送局）に対し避難勧告等を発令した旨を連絡し、関係住民に周知するよう依頼する。</p> <p>(ウ)～(オ) 略</p> <p>(カ) 伝達員による個別伝達 避難勧告等を発令したときが夜間、停電時、風雨がはげしい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、消防団員等班を編成し、個別に伝達するものとする。</p> <p>(キ)～(ク) 略</p>	<p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p>

湧別町地域防災計画新旧対照表

改正後										改正前										説明	
第5章 災害応急対策計画										第5章 災害応急対策計画											
第4節 避難救出計画										第4節 避難救出計画											
1 避難計画										1 避難計画											
(6) 避難場所										(6) 避難場所											
ア 指定緊急避難場所										ア 指定緊急避難場所											
地区名	施設名	収容人員 (人)	所在地	災害の種類(○印が使用可能)					備考	地区名	施設名	収容人員 (人)	所在地	災害の種類(○印が使用可能)					備考		
				地震 災害	洪水 災害	土砂 災害	津波 災害	大規模 な火事						地震 災害	洪水 災害	土砂 災害	津波 災害	大規模 な火事			
湧別市街地区	町民憩の広場	10,500	栄町154-1	○		○		○		町民憩の広場	10,500	栄町154-1	○		○		○				
	湧別運動公園	32,180	東37-1	○		○		○		湧別運動公園	32,180	東37-1	○		○		○				
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		(削除)	(削除)	(削除)		湧別小学校グラウンド	14,300	錦町211-1	○		○	○	○				
	ゆうべつ学園グラウンド	9,700	錦町223	○		○	○	○		湧別中学校グラウンド	15,200	錦町223	○		○	○	○	○			
芭露地区	芭露学園グラウンド	12,200	芭露411	○		○		○		芭露学園グラウンド	12,200	芭露411	○		○		○				
	御園山公園	-	芭露872-1	○				○		御園山公園	-	芭露872-1	○				○				
登栄床地区	レイクパレスグラウンド	5,300	登栄床154-3	○		○		○		登栄床地区	レイクパレスグラウンド	5,300	登栄床154-3	○		○		○			
中湧別地区	5の3公民館駐車場	7,500	北兵村三区497-1	○		○		○		中湧別地区	5の3公民館駐車場	7,500	北兵村三区497-1	○		○		○			
	五鹿山公園(スキー場)	-	北兵村二区100	○	○	○		○			五鹿山公園(スキー場)	-	北兵村二区100	○	○	○		○			
	北町グラウンド	6,000	中湧別北町23-15	○		○		○			北町広場	3,500	中湧別北町33	○		○		○			
	文化センターTOM駐車場	7,600	中湧別中町3020-1	○	○	○	○	○			文化センターTOM駐車場	7,600	中湧別中町3020-1	○	○	○	○	○			
	中湧別野球場	15,700	中湧別南町905	○		○		○			中湧別野球場	15,700	中湧別南町905	○		○		○			
	旧中湧別小学校グラウンド	13,600	中湧別南町914	○	○	○		○			中湧別小学校グラウンド	13,600	中湧別南町914	○	○	○		○			
	5の1自治会グラウンド	6,000	北兵村一区78	○		○		○			5の1自治会グラウンド	6,000	北兵村一区78	○		○		○			
	湧別高等学校グラウンド	50,000	中湧別南町846-2	○		○		○			湧別高等学校グラウンド	50,000	中湧別南町846-2	○		○		○			
上湧別地区	かみゆうべつチュールップ公園駐車場	33,400	北兵村一区590	○		○		○		上湧別地区	かみゆうべつチュールップ公園駐車場	33,400	北兵村一区590	○		○		○			
	上湧別学園グラウンド	25,600	上湧別屯田市街地1-1	○	○	○		○			上湧別中学校グラウンド	25,600	上湧別屯田市街地1-1	○	○	○		○			
	旧上湧別小学校グラウンド	14,800	上湧別屯田市街地98-1	○	○	○		○			上湧別小学校グラウンド	14,800	上湧別屯田市街地98-1	○	○	○		○			
	上湧別ソフトボール場	10,200	上湧別屯田市街地68	○		○		○			上湧別ソフトボール場	10,200	上湧別屯田市街地68	○		○		○			
	4の2自治会グラウンド	4,500	南兵村二区109	○		○		○			4の2自治会グラウンド	4,500	南兵村二区109	○		○		○			
	旧開盛小学校グラウンド	11,200	開盛462-3	○	○	○		○			開盛小学校グラウンド	11,200	開盛462-3	○	○	○		○			
	旧富美小学校グラウンド	9,700	富美568	○				○			富美小学校グラウンド	9,700	富美568	○				○			

・指定緊急避難所の修正

湧別町地域防災計画新旧対照表

改正後	改正前	説明																																																																																																																								
<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第4節 避難救出計画</p> <p>1 避難計画</p> <p>(6) 避難場所</p> <p>イ 指定避難所</p> <p>(ア) 津波避難所</p> <table border="1" data-bbox="192 682 1178 1108"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>収容人員(人)</th> <th>標高(m)</th> <th>避難対象地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゆうべつ学園</td> <td>緑町 223</td> <td>680</td> <td>6.8</td> <td>港町、曙町、緑町</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>文化センターTOM</td> <td>中湧別中町 3020-1</td> <td>1,100</td> <td>15.7</td> <td>栄町</td> </tr> <tr> <td>川西地区公民館</td> <td>川西 331</td> <td>190</td> <td>6.5</td> <td>川西</td> </tr> <tr> <td>社会福祉会館</td> <td>中湧別南町 911</td> <td>870</td> <td>15.9</td> <td>登栄床・東(一部)</td> </tr> <tr> <td>芭露畜産研修センター</td> <td>芭露 248-5</td> <td>520</td> <td>11.8</td> <td>芭露(一部)</td> </tr> <tr> <td>道の駅愛ランド湧別</td> <td>志撫子 6-2</td> <td>170</td> <td>30.3</td> <td>芭露(一部)、志撫子(一部)</td> </tr> <tr> <td>志撫子地区公民館</td> <td>志撫子 435-1</td> <td>100</td> <td>8.1</td> <td>志撫子(一部)</td> </tr> <tr> <td>計呂地地区活性化センター</td> <td>計呂地 197</td> <td>200</td> <td>4.1</td> <td>計呂地(一部)</td> </tr> <tr> <td>湧別総合体育館</td> <td>栄町 155-1</td> <td>1,200</td> <td>4.1</td> <td>一時避難先</td> </tr> <tr> <td>登栄床地区防災センター</td> <td>登栄床 154-3</td> <td>200</td> <td>3.2</td> <td>一時避難先</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	収容人員(人)	標高(m)	避難対象地区	ゆうべつ学園	緑町 223	680	6.8	港町、曙町、緑町	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	文化センターTOM	中湧別中町 3020-1	1,100	15.7	栄町	川西地区公民館	川西 331	190	6.5	川西	社会福祉会館	中湧別南町 911	870	15.9	登栄床・東(一部)	芭露畜産研修センター	芭露 248-5	520	11.8	芭露(一部)	道の駅愛ランド湧別	志撫子 6-2	170	30.3	芭露(一部)、志撫子(一部)	志撫子地区公民館	志撫子 435-1	100	8.1	志撫子(一部)	計呂地地区活性化センター	計呂地 197	200	4.1	計呂地(一部)	湧別総合体育館	栄町 155-1	1,200	4.1	一時避難先	登栄床地区防災センター	登栄床 154-3	200	3.2	一時避難先	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第4節 避難救出計画</p> <p>1 避難計画</p> <p>(6) 避難場所</p> <p>イ 指定避難所</p> <p>(ア) 津波避難所</p> <table border="1" data-bbox="1308 682 2294 1108"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>収容人員(人)</th> <th>標高(m)</th> <th>避難対象地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湧別中学校</td> <td>緑町 223</td> <td>1,100</td> <td>6.8</td> <td>港町、曙町</td> </tr> <tr> <td>湧別小学校</td> <td>緑町 211-1</td> <td>1,100</td> <td>6.0</td> <td>緑町</td> </tr> <tr> <td>文化センターTOM</td> <td>中湧別中町 3020-1</td> <td>1,100</td> <td>15.7</td> <td>栄町</td> </tr> <tr> <td>川西地区公民館</td> <td>川西 331</td> <td>190</td> <td>6.5</td> <td>川西</td> </tr> <tr> <td>社会福祉会館</td> <td>中湧別南町 911</td> <td>870</td> <td>15.9</td> <td>登栄床・東(一部)</td> </tr> <tr> <td>芭露畜産研修センター</td> <td>芭露 248-5</td> <td>520</td> <td>11.8</td> <td>芭露(一部)</td> </tr> <tr> <td>道の駅愛ランド湧別</td> <td>志撫子 6-2</td> <td>170</td> <td>30.3</td> <td>芭露(一部)、志撫子(一部)</td> </tr> <tr> <td>志撫子地区公民館</td> <td>志撫子 435-1</td> <td>100</td> <td>8.1</td> <td>志撫子(一部)</td> </tr> <tr> <td>計呂地地区活性化センター</td> <td>計呂地 197</td> <td>200</td> <td>4.1</td> <td>計呂地(一部)</td> </tr> <tr> <td>湧別総合体育館</td> <td>栄町 155-1</td> <td>1,200</td> <td>4.1</td> <td>一時避難先</td> </tr> <tr> <td>登栄床地区防災センター</td> <td>登栄床 154-3</td> <td>200</td> <td>3.2</td> <td>一時避難先</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	収容人員(人)	標高(m)	避難対象地区	湧別中学校	緑町 223	1,100	6.8	港町、曙町	湧別小学校	緑町 211-1	1,100	6.0	緑町	文化センターTOM	中湧別中町 3020-1	1,100	15.7	栄町	川西地区公民館	川西 331	190	6.5	川西	社会福祉会館	中湧別南町 911	870	15.9	登栄床・東(一部)	芭露畜産研修センター	芭露 248-5	520	11.8	芭露(一部)	道の駅愛ランド湧別	志撫子 6-2	170	30.3	芭露(一部)、志撫子(一部)	志撫子地区公民館	志撫子 435-1	100	8.1	志撫子(一部)	計呂地地区活性化センター	計呂地 197	200	4.1	計呂地(一部)	湧別総合体育館	栄町 155-1	1,200	4.1	一時避難先	登栄床地区防災センター	登栄床 154-3	200	3.2	一時避難先	<p>・指定避難所の修正</p>
施設名	所在地	収容人員(人)	標高(m)	避難対象地区																																																																																																																						
ゆうべつ学園	緑町 223	680	6.8	港町、曙町、緑町																																																																																																																						
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																						
文化センターTOM	中湧別中町 3020-1	1,100	15.7	栄町																																																																																																																						
川西地区公民館	川西 331	190	6.5	川西																																																																																																																						
社会福祉会館	中湧別南町 911	870	15.9	登栄床・東(一部)																																																																																																																						
芭露畜産研修センター	芭露 248-5	520	11.8	芭露(一部)																																																																																																																						
道の駅愛ランド湧別	志撫子 6-2	170	30.3	芭露(一部)、志撫子(一部)																																																																																																																						
志撫子地区公民館	志撫子 435-1	100	8.1	志撫子(一部)																																																																																																																						
計呂地地区活性化センター	計呂地 197	200	4.1	計呂地(一部)																																																																																																																						
湧別総合体育館	栄町 155-1	1,200	4.1	一時避難先																																																																																																																						
登栄床地区防災センター	登栄床 154-3	200	3.2	一時避難先																																																																																																																						
施設名	所在地	収容人員(人)	標高(m)	避難対象地区																																																																																																																						
湧別中学校	緑町 223	1,100	6.8	港町、曙町																																																																																																																						
湧別小学校	緑町 211-1	1,100	6.0	緑町																																																																																																																						
文化センターTOM	中湧別中町 3020-1	1,100	15.7	栄町																																																																																																																						
川西地区公民館	川西 331	190	6.5	川西																																																																																																																						
社会福祉会館	中湧別南町 911	870	15.9	登栄床・東(一部)																																																																																																																						
芭露畜産研修センター	芭露 248-5	520	11.8	芭露(一部)																																																																																																																						
道の駅愛ランド湧別	志撫子 6-2	170	30.3	芭露(一部)、志撫子(一部)																																																																																																																						
志撫子地区公民館	志撫子 435-1	100	8.1	志撫子(一部)																																																																																																																						
計呂地地区活性化センター	計呂地 197	200	4.1	計呂地(一部)																																																																																																																						
湧別総合体育館	栄町 155-1	1,200	4.1	一時避難先																																																																																																																						
登栄床地区防災センター	登栄床 154-3	200	3.2	一時避難先																																																																																																																						

湧別町地域防災計画新旧対照表

改正後	改正前	説明
<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第4節 避難救出計画</p> <p>1 避難計画</p> <p>(7) 避難方法</p> <p>ア 避難誘導</p> <p>避難誘導は、町の職員、消防職員・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たる。</p> <p>避難立退きに当たって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等避難支援プランを整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。</p> <p>町長は、災害の状況に応じて<u>避難指示等</u>を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、<u>指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難</u>や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 指定緊急避難場所の開設</p> <p>町長は、災害時は、必要に応じ、<u>高齢者等避難</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>(10) 指定避難所の開設</p> <p>ア 町長は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、<u>必要に応じて指定福祉避難所</u>を開設するものとする。<u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には</u>、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>イ 町長は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第4節 避難救出計画</p> <p>1 避難計画</p> <p>(7) 避難方法</p> <p>ア 避難誘導</p> <p>避難誘導は、町の職員、消防職員・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たる。</p> <p>避難立退きに当たって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等避難支援プランを整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。</p> <p>町長は、災害の状況に応じて<u>避難勧告等</u>を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、<u>近隣のより安全な建物への「緊急的な待避</u>」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。</p> <p>イ 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 指定緊急避難場所の開設</p> <p>町長は、災害時は、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>(10) 指定避難所の開設</p> <p>ア 町長は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、<u>福祉避難所</u>を開設するものとする。<u>必要に応じ</u>、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、<u>災害に対する安全性を確認の上</u>、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>イ 町長は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u></p>	<p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p>

湧別町地域防災計画新旧対照表

NO. 23

改正後	改正前	説明
<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第4節 避難救出計画</p> <p>1 避難計画</p> <p><u>ウ 町長は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u></p> <p><u>エ 町長は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p><u>オ 町長は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。</u></p> <p><u>カ 町長は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>キ 避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信手段について検討する。</u></p> <p>(11) 避難所の運営</p> <p>ア 略</p> <p>イ 町は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の<u>運営管理</u>に努めるものとする。</p> <p>また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p><u>ウ 町は指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第4節 避難救出計画</p> <p>1 避難計画</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>ウ 町長は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p><u>エ 町長は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(11) 避難所の運営</p> <p>ア 略</p> <p>イ 町は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の<u>運営</u>に努めるものとする。</p> <p>また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p> <p>・項目追加による段落修正</p> <p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p>

湧別町地域防災計画新旧対照表

改正後	改正前	説明
<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第4節 避難救出計画</p> <p>1 避難計画</p> <p>(11) 避難所の運営</p> <p><u>エ</u> 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>オ</u> 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p><u>カ</u> 町は、避難者の健全な生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p><u>キ</u> 町は、必要に応じ、避難場所の運営に関して自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得るものとする。</p> <p>また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p><u>ク</u> 避難所における個人情報の取扱について、十分留意するものとする。</p> <p><u>ケ</u> 避難所を開設したときは、直ちに連絡員を派遣して駐在させ管理に当たらせる。又、連絡員は本部との情報連絡を行う。</p> <p><u>コ</u> <u>町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>サ</u> <u>町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>シ</u> <u>避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>ス</u> <u>町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。</u></p> <p>(12) 北海道（オホーツク総合振興局）に対する報告</p> <p>ア <u>避難指示等</u>を町長等が発令したときは、発令者、発令日時、避難の対象区域、避難先を記録するとともに、オホーツク総合振興局に対しその旨報告する。 (町長以外の者が発令をした場合は町長経由とする。)</p> <p>(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第4節 避難救出計画</p> <p>1 避難計画</p> <p>(11) 避難所の運営</p> <p><u>ウ</u> 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>エ</u> 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p><u>オ</u> 町は、避難者の健全な生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p><u>カ</u> 町は、必要に応じ、避難場所の運営に関して自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得るものとする。</p> <p>また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p><u>キ</u> 避難所における個人情報の取扱について、十分留意するものとする。</p> <p><u>ク</u> 避難所を開設したときは、直ちに連絡員を派遣して駐在させ管理に当たらせる。又、連絡員は本部との情報連絡を行う。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(12) 北海道（オホーツク総合振興局）に対する報告</p> <p>ア <u>避難勧告等</u>を町長等が発令したときは、発令者、発令日時、避難の対象区域、避難先を記録するとともに、オホーツク総合振興局に対しその旨報告する。 (町長以外の者が発令をした場合は町長経由とする。)</p> <p>(以下略)</p>	<p>・項目追加による段落修正</p> <p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p>

湧別町地域防災計画新旧対照表

改正後	改正前	説明																																																																																																																
<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第8節 医療及び助産計画</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 応急救護所の設置 応急救護所は、次に掲げる施設とするが、全時的な大災害の場合は他の公共施設等を使用するものとする。 ※応急救護所として指定する施設</p> <table border="1" data-bbox="261 741 1181 1056"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>収容人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>ゆうべつ学園</td> <td>湧別町錦町</td> <td>5-2410</td> <td>600人</td> </tr> <tr> <td>芭露学園</td> <td>湧別町芭露</td> <td>6-2463</td> <td>450人</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>上湧別学園</td> <td>湧別町上湧別屯田市街地</td> <td>2-2095</td> <td>600人</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8 略</p> <p>第9節 略</p> <p>第10節 清掃計画</p> <p>1～4 略</p> <p>5. ごみ及びし尿処理施設</p> <p>(1) ごみ処理施設</p> <table border="1" data-bbox="261 1377 1151 1545"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>処理方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>えんがる クリーンセンター</td> <td>遠軽町 向遠軽 297 番地 1</td> <td>焼却方式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>えんがる リサイクルセンター</td> <td>遠軽町 向遠軽 297 番地 1</td> <td>リサイクル方式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) し尿処理施設</p> <table border="1" data-bbox="261 1581 1151 1692"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>処理方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠軽地区広域組合 衛生センター</td> <td>湧別町南兵村1区</td> <td>嫌気性過温 消化方式</td> <td>処理能力 1日55t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	施設名	所在地	電話番号	収容人員	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	ゆうべつ学園	湧別町錦町	5-2410	600人	芭露学園	湧別町芭露	6-2463	450人	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	上湧別学園	湧別町上湧別屯田市街地	2-2095	600人	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	名称	所在地	処理方法	備考	えんがる クリーンセンター	遠軽町 向遠軽 297 番地 1	焼却方式		えんがる リサイクルセンター	遠軽町 向遠軽 297 番地 1	リサイクル方式		名称	所在地	処理方法	備考	遠軽地区広域組合 衛生センター	湧別町南兵村1区	嫌気性過温 消化方式	処理能力 1日55t	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第8節 医療及び助産計画</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 応急救護所の設置 応急救護所は、次に掲げる施設とするが、全時的な大災害の場合は他の公共施設等を使用するものとする。 ※応急救護所として指定する施設</p> <table border="1" data-bbox="1371 741 2291 1056"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>収容人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湧別小学校</td> <td>湧別町錦町</td> <td>5-2438</td> <td>600人</td> </tr> <tr> <td>湧別中学校</td> <td>湧別町錦町</td> <td>5-2410</td> <td>600人</td> </tr> <tr> <td>芭露学園</td> <td>湧別町芭露</td> <td>6-2463</td> <td>450人</td> </tr> <tr> <td>中湧別小学校</td> <td>湧別町中湧別南町</td> <td>2-2033</td> <td>520人</td> </tr> <tr> <td>上湧別小学校</td> <td>湧別町上湧別屯田市街地</td> <td>2-2626</td> <td>530人</td> </tr> <tr> <td>上湧別中学校</td> <td>湧別町上湧別屯田市街地</td> <td>2-2095</td> <td>600人</td> </tr> <tr> <td>富美小学校</td> <td>湧別町富美</td> <td>2-2946</td> <td>280人</td> </tr> <tr> <td>開盛小学校</td> <td>湧別町開盛</td> <td>2-5204</td> <td>210人</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～8 略</p> <p>第9節 略</p> <p>第10節 清掃計画</p> <p>1～4 略</p> <p>5. ごみ及びし尿処理施設</p> <p>(1) ごみ処理施設</p> <table border="1" data-bbox="1371 1377 2261 1545"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>処理方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠軽町清掃センター</td> <td>遠軽町 向遠軽 297 番地 1</td> <td>焼却方式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>湧別町上湧別廃棄物処理場</td> <td>湧別町 上湧別屯田市街地 614 番地</td> <td>埋立方式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) し尿処理施設</p> <table border="1" data-bbox="1371 1581 2261 1692"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>処理方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠軽地区広域組合 衛生センター</td> <td>湧別町南兵村1区</td> <td>嫌気性過温 消化方式</td> <td>処理能力 1日55t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	施設名	所在地	電話番号	収容人員	湧別小学校	湧別町錦町	5-2438	600人	湧別中学校	湧別町錦町	5-2410	600人	芭露学園	湧別町芭露	6-2463	450人	中湧別小学校	湧別町中湧別南町	2-2033	520人	上湧別小学校	湧別町上湧別屯田市街地	2-2626	530人	上湧別中学校	湧別町上湧別屯田市街地	2-2095	600人	富美小学校	湧別町富美	2-2946	280人	開盛小学校	湧別町開盛	2-5204	210人	名称	所在地	処理方法	備考	遠軽町清掃センター	遠軽町 向遠軽 297 番地 1	焼却方式		湧別町上湧別廃棄物処理場	湧別町 上湧別屯田市街地 614 番地	埋立方式		名称	所在地	処理方法	備考	遠軽地区広域組合 衛生センター	湧別町南兵村1区	嫌気性過温 消化方式	処理能力 1日55t	<p>・施設名削除・修正</p> <p>・施設名・所在地・処理方法修正</p>
施設名	所在地	電話番号	収容人員																																																																																																															
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																															
ゆうべつ学園	湧別町錦町	5-2410	600人																																																																																																															
芭露学園	湧別町芭露	6-2463	450人																																																																																																															
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																															
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																															
上湧別学園	湧別町上湧別屯田市街地	2-2095	600人																																																																																																															
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																															
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																															
名称	所在地	処理方法	備考																																																																																																															
えんがる クリーンセンター	遠軽町 向遠軽 297 番地 1	焼却方式																																																																																																																
えんがる リサイクルセンター	遠軽町 向遠軽 297 番地 1	リサイクル方式																																																																																																																
名称	所在地	処理方法	備考																																																																																																															
遠軽地区広域組合 衛生センター	湧別町南兵村1区	嫌気性過温 消化方式	処理能力 1日55t																																																																																																															
施設名	所在地	電話番号	収容人員																																																																																																															
湧別小学校	湧別町錦町	5-2438	600人																																																																																																															
湧別中学校	湧別町錦町	5-2410	600人																																																																																																															
芭露学園	湧別町芭露	6-2463	450人																																																																																																															
中湧別小学校	湧別町中湧別南町	2-2033	520人																																																																																																															
上湧別小学校	湧別町上湧別屯田市街地	2-2626	530人																																																																																																															
上湧別中学校	湧別町上湧別屯田市街地	2-2095	600人																																																																																																															
富美小学校	湧別町富美	2-2946	280人																																																																																																															
開盛小学校	湧別町開盛	2-5204	210人																																																																																																															
名称	所在地	処理方法	備考																																																																																																															
遠軽町清掃センター	遠軽町 向遠軽 297 番地 1	焼却方式																																																																																																																
湧別町上湧別廃棄物処理場	湧別町 上湧別屯田市街地 614 番地	埋立方式																																																																																																																
名称	所在地	処理方法	備考																																																																																																															
遠軽地区広域組合 衛生センター	湧別町南兵村1区	嫌気性過温 消化方式	処理能力 1日55t																																																																																																															

湧別町地域防災計画新旧対照表

NO. 27

改正後	改正前	説明
<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第19節 住宅対策計画</p> <p>1 略</p> <p>2 実施方法 (1)～(2) 略</p> <p>(3) 応急仮設住宅 ア 入居対象者 <u>原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。</u></p> <p>イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、湧別町が行う。</p> <p>ウ <u>建設型応急住宅</u>の建設 原則として<u>建設型応急住宅</u>の設置は、知事が行う。</p> <p>エ 建設戸数（借上げを含む。） 北海道は湧別町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。</p> <p>オ 規模、構造、存続期間及び費用 (ア) <u>建設型応急住宅</u>の標準規模は、1戸(室)につき29.7㎡を基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。 ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第19節 住宅対策計画</p> <p>1 略</p> <p>2 実施方法 (1)～(2) 略</p> <p>(3) 応急仮設住宅 ア 入居対象者 <u>原則として、次の条件に該当していなければならない。</u> (ア) <u>住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。</u> (イ) <u>居住する住宅がない者であること。</u> (ウ) <u>自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。</u> a <u>生活保護法の被保護者及び要保護者</u> b <u>特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等</u></p> <p>イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、湧別町が行う。</p> <p>ウ <u>応急仮設住宅</u>の建設 原則として<u>応急仮設住宅</u>の設置は、知事が行う。</p> <p>エ 建設戸数（借上げを含む。） 北海道は湧別町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。</p> <p>オ 規模、構造、存続期間及び費用 (ア) <u>応急仮設住宅</u>の標準規模は、1戸(室)につき29.7㎡を基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。 ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p>

湧別町地域防災計画新旧対照表

NO. 28

改正後	改正前	説明
<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第20節 家庭動物等対策計画</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 同行避難 <u>家庭動物との同行避難について、予め町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。</u> <u>また、災害時には、</u>条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。</p>	<p>第5章 災害応急対策計画</p> <p>第20節 家庭動物等対策計画</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 同行避難 <u>(新規)</u> <u>災害発生における動物の避難は、</u>条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。</p>	<p>・道地域防災計画に準じた内容へ修正</p>